

# 業務指示書

## ボツワナ国地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年7月16日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年7月22日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地上デジタル放送に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／放送政策・戦略）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：放送政策策定にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ボツワナ及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ASO計画／技術規格】

- 1) 類似業務の経験：地上デジタル放送技術にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 データ放送番組制作】

- 1) 類似業務の経験：データ放送番組制作にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ボツワナ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年7月25日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
国別研修(研修実施部分)
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(BWP1 = 11.680 円 , US\$1 = 103.41 円 , EUR1 = 138.49 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： 7月30日(水) 14:00～ ～ 16:00  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/放送政策・戦略  
ASO計画/技術規格  
データ放送番組制作

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

23.92 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年8月8日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consu\\_l\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consu_l_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
ボツワナ国地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/放送政策・戦略	(24.00)	( 9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： ASO計画/技術規格	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： データ放送番組制作	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ボツワナ政府は2010年、2015/2016年度を最終年とする「第10次国家開発計画」(NDP10: National Development Plan 10)を策定した。NDP10では、国際電気通信連合(ITU: International Telecommunication Union)の地域会議における勧告に従って、2015年までにアナログ方式からデジタル方式へ移行することを基盤整備の重点項目とするとともに、放送配信範囲を国土の65%、人口の96%に拡大することを目標としており、ボツワナは国内の地上デジタル放送化が急務となっている。

このような中、ボツワナ政府は、2012年2月、地上デジタル放送の方式決定において、車載向け放送で優位性があることや携帯端末向け放送が実用化されている事等を評価し、アフリカで初めて日本方式(ISDB-T)を採用する事を発表した。しかし、2013年10月現在、ボツワナ国内には地上デジタル放送送信機は試験放送用の一基しか存在せず、地上デジタル放送本格導入にあたってのチャンネルプラン等のマスタープラン作成、データ放送やハイビジョン画質による地上デジタル放送の特長を活かした番組制作技術、スタジオ機材や地上デジタル放送機材の調達、またその運用のための技術・制度等、様々な場面において知見・資機材が不足している。

かかる状況の下、ボツワナ政府は、アナログ放送からデジタル放送へのスムーズな移行を行うため、我が国に対して技術協力プロジェクトを要請した。JICAはこの要請に基づき、2014年2月に詳細計画策定調査を実施し、カウンターパート(C/P)機関である大統領府放送サービス局(DBS: Department of Broadcasting Services)とプロジェクトの枠組みについて合意し、同年5月に、JICAとDBSは本プロジェクトに係るR/D(Record of Discussions)を締結した。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト

#### (2) 上位目標

ISDB-Tの特長を生かした地上デジタル放送が効果的に利用できる。

##### 【指標】

- ① 地上デジタル放送サービスエリアが65%以上(NDP10目標値)になる。
- ② データ放送コンテンツと連動した番組が年間〇<sup>1</sup>本以上放送される。
- ③ ハイビジョン放送(HD)を含む放送番組が年間〇<sup>1</sup>本以上放送される。

#### (3) プロジェクト目標

DBSが自立してISDB-Tの特長を生かした地上デジタル放送を実施する環境が整う。

##### 【指標】

- ① ボツワナテレビ(BTV: Botswana Television)が実施する地上波データ放送が

<sup>1</sup> 指標2と3の目標値は、プロジェクト開始後6ヶ月以内に設定し、合同調整委員会(JCC: Joint Coordination committee)の承認を受ける。

〇<sup>2</sup>%以上の視聴者に認識される。

- ② ISDB-T方式に対応したデータ放送を含む番組の制作・放送に必要として計画された設備・人員が整備される。

#### (4) 期待される成果

成果1：デジタル放送化に必要な各種計画が策定される。

成果2：DBSのHD及びデータ放送を含む番組制作能力が向上する。

#### (5) 活動の概要

##### 【成果1関連】

- 1-1. 技術作業部会、許認可作業部会および周知広報作業部会を設立する。
- 1-2. アナログ停波(ASO: Analogue Switch Off)に向けた工程計画を見直す。
- 1-3. ISDB-Tに係る技術規格を見直す。
- 1-4. 地デジ放送局免許基準に係る規定を策定する。
- 1-5. 地デジ移行に係る国民向け周知広報計画を見直す。

##### 【成果2関連】

- 2-1. 番組制作作業部会、番組編成作業部会およびデータ放送作業部会を設立する。
- 2-2. HDを活用した番組制作能力を向上させる。
- 2-3. データ放送を専門に制作する組織を設立する。
- 2-4. データ放送制作研修システムを整備する。
- 2-5. 市場調査ニーズに基づくデータ放送を含めたデジタル放送の番組編成計画を作成する。
- 2-6. 番組連動型・非番組連動型のデータ放送番組の企画・制作を行う。

#### (6) 対象地域

ボツワナ全土

#### (7) 関係官庁・機関

大統領府放送サービス局(DBS)

### 3. 業務の目的

「ボツワナ国地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2014年5月5日にDBSと締結したR/Dに基づいて実施される「ボツワナ国地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業

<sup>2</sup> これらの指標値は、プロジェクト開始後3ヶ月以内にベースライン調査を行った上で、プロジェクト開始後6ヶ月以内に設定し、JCCの承認を受ける。

務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 業務の実施方針及び留意事項

### (1) ボツワナ側の実施体制

ボツワナでは、放送・通信分野を主管する運輸通信省(MTC: Ministry of Transportation and Communications)の下部組織であるボツワナ通信規制庁(BOCRA: Botswana Communications Regulatory Authority)がテレビ・ラジオの放送免許申請の受付や、番組スケジュール・コンテンツ・放送規約の順守状況等を監視する役割を担っている。放送分野においては、大統領府(MSP: Ministry of State President)の下にDBSが設けられ、DBSがラジオボツワナ(Radio Botswana)とBTVの運営と国営放送を実施している。

本プロジェクトはDBSが実施機関となるものの、ISDB-Tに係る技術規格の見直しと地デジ放送局免許基準に係る規定の策定については、BOCRAを中心とした活動となる。また、DBS・BTVのラインとMTC・BOCRAのラインは完全な縦割り行政となっている現状があることから、以下で述べるPMO(Project Management Office)も活用し、これら2つのライン双方と連携してプロジェクトを進めるよう留意すること。

### (2) PMOの設立

地上デジタルテレビ放送への移行に関しては我が国の総務省とボツワナ側の関係機関による共同作業部会が2013年7月に開催され、現在、ボツワナ政府の地上デジタル放送移行の実施主体であるPMOの設立準備中である。PMOの設立によって省庁をまたぐ意見交換・調整・協力を円滑に実施されることが期待されていることから、プロジェクト実施に当たっては、このPMOとの調整にも留意すること。

なお、PMOと以下で述べる合同調整委員会(JCC)の関係については、JCCが本プロジェクトに関する事項をDBSとJICAが共同して調整する組織であるのに対して、PMOは地デジ移行に係る全てのプロジェクトをボツワナ政府として一元的に管理する組織として位置づけられている。ただし、JCCの議長はPMOのメンバーを兼ねることとなっている。

### (3) 地デジ普及促進策

地デジ普及全般にわたる地デジ普及促進策については、これまでもアイデアレベルでの検討が行われてきているものの、依然として具体的な検討はなされていない。PMOの設立により、多角的な促進策の検討が実施されることが期待されるものの、具体策については、日本の事例を紹介するなどの対応が必要である。

### (4) データ放送規格

データ放送規格については、BML(Broadcast Markup Language)を想定しているが、将来的にはHTML5(HyperText Markup Language)へ移行することも同時に検討している。BMLの基礎的な技術については、2013年度に我が国総務省がボツワナにおいてデータ放送の実証実験を実施したものの、総務省による研修は関係する機関・部門から数人が参加しただけであり、不十分なことから、今後は、他の職員の技術の習得が急がれる。

(5) 緊急警報放送システム (EWBS : Emergency Warning Broadcast System) について ISDB-T の特徴の 1 つである EWBS の導入にあたっては、災害観測能力の向上や災害機関側の体制構築、警報の基準や法的根拠の整備など解決すべき課題が多い。また、そもそもボツワナでは災害そのものが決して多くはなく、日本と同じ厳格な基準で運用する可能性は低いことから、今後どのようにボツワナに合った運用体制を構築するか議論する必要がある。ボツワナ側との議論では「総括／放送政策・戦略」と「ASO 計画／技術規格」の団員がこれにあたるものとし、併せて、先方が新規導入する機材・システムが EWBS に対応又はアップグレード可能になるように必要な助言を行うこととする。また、EWBS 対応携帯端末の普及や関連法制度の整備の進捗状況に応じて、団員の追加投入も検討する。

#### (6) 本邦研修

本プロジェクトでは、「HD スタジオ運用 (カメラ、照明、音声、映像技術)」と「地上デジタルテレビ放送研修 (データ放送運用を含む)」について本邦研修を行う予定である。本コンサルタントは、現地での業務に加え、本邦研修も活用し技術移転を行うよう留意すること。

上記 2 つの研修のうち「HD スタジオ運用」は、カメラ、照明、音声及び映像技術担当職員に対して、各分野の専門家が HD 番組制作技術を移転することを目的としたものである。本研修については、本コンサルタントが研修実施を行うこととし、下記「6. (11)」を参照のうえ、必要経費を見積書に計上すること。

なお、「地上デジタルテレビ放送研修」は DBS の Engineering 部門を対象に ISDB-T の理論等を学ぶことを主眼にした研修であり、課題別研修の活用を念頭においていることから、見積書への必要経費の計上は不要である。

#### (7) ボツワナ支所の権限

ボツワナには在外事務所ではなく支所が存在している。支所の権限は、独立行政法人国際協力機構組織規程第 62 条に記載のとおりであり、重要な意思決定に関しては、ボツワナ支所を兼轄する南アフリカ共和国事務所が行う点に留意すること。具体的な権限等については、契約交渉時に確認することとする。

JICA 組織規程については、以下の URL よりアクセスが可能である。

<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000014.htm>

#### (8) モニタリング

プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring sheet (JICA 指定フォーム有・配布資料参照) を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素、がある。コンサルタントは、6 か月に 1 度を目途に、JCC 等での議論もふまえながら C/P 機関と共同で Monitoring Sheet を作成し、在外事務所に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。なお、これに伴い、従来の中間レビュー調査は実施しない予定である。

### (9) 事業完了報告書の作成

コンサルタントは、案件終了時に当該案件の結果を取りまとめる事業完了報告書を作成する。本報告書は原則として英語で作成するものとし、記載すべき事項は配布資料「Contents of the Project Completion Report」を参照のこと。なお、本報告書と上記 Monitoring Sheet の導入に伴い、従来の終了時評価調査は実施しない予定である。

### (10) C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となるマニュアルや研修教材等を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、ボツワナ側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

### (11) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

## 6. 業務の内容

### 全体に係る活動

#### (1) ワークプランおよび Monitoring Sheet の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定調査を含む既存の関連資料・情報等を整理したうえで、詳細な調査内容及びスケジュールを検討し、ワークプランおよび Monitoring Sheet Ver.1 に取りまとめる。また、内容をボツワナ側に説明・協議し、基本的了解を得る。Monitoring Sheet については、Ver.1 作成から 6 か月おきに先方実施機関と協同で更新版を作成し、在外事務所に提出すること。

#### (2) JCC の開催

プロジェクト実施中には、以下を目的として、2 年間で計 4 回 (2014 年 10 月、2015 年 3 月、8 月、2016 年 3 月を想定) の JCC を開催する。

- ① プロジェクトの年間活動計画の承認
- ② プロジェクトの全体的な進捗のレビュー
- ③ プロジェクトの監督と評価・承認
- ④ プロジェクト実施中に発生した主要課題についての意見交換

### (3) 目標値の設定

プロジェクト目標の指標の内、「視聴者の認識度」の数値目標について、現時点での認識度に係るベースライン調査を行い、目標を設定する。また、「必要として計画された設備・人員」について、ボツワナ側の計画内容を確認のうえ設定する。さらに、上位目標の指標のうち、指標2及び指標3の目標値についても、ボツワナ側と協議のうえ設定する。

なお、これらの数値については、案件開始後6か月以内をめどに設定することとし、設定後にJCCで確認すること。

### (4) 作業部会の設立

成果1に関して「技術・許認可作業部会」及び「周知広報作業部会」を、成果2に関しては「番組制作作業部会」、「番組編成作業部会」及び「データ放送作業部会」を立ち上げるべく、作業部会の目的や位置付け、作業内容および責任範囲等をボツワナ側と協議の上、具体的な人選を行い、ボツワナ側の承認を得る。各作業部会のメンバー及び人数は第1回JCCの際に決定する。

### (5) 事業完了報告書の作成

本プロジェクト終了時に、契約全期間の活動状況を取りまとめ、事業完了報告書として取りまとめる。

## 成果1に係る活動

### (6) ASOに向けた工程計画のレビュー

ASOについては、DBSが2015年3月までに大都市において行い、その後順次地方で進め、2015年12月までに全都市で完了することを目指し、工程計画を策定している。コンサルタントは、ボツワナ側がドラフトしたASO地区割及び工程計画を確認の上、BTVの送信所整備計画や受信機の普及見通し等の地デジ対応の現状を確認し、ドラフト版の工程計画に修正が必要になった場合は見直し案の提案を行う。なお、工程計画の確認・見直しにあたっては、受信機側の対応を行う受信者、すなわちボツワナ国民に対して過度の負担とならない施策を先方が提案するよう留意すること。

### (7) ISDB-Tに係る技術規格のレビュー

ボツワナにおいて地上デジタル放送を実施するためには、放送局側において新たな地上デジタル放送用の機材とチャンネルを準備するだけでなく、視聴者側も受信機が必要であり、それらに係る技術規格を策定する必要がある。コンサルタントは、ボツワナ側がドラフトしたISDB-Tに係る技術規格を確認の上、地デジ対応に向けて制定すべき技術規格の確認及び一般的な規格との比較を行い、ドラフト版の技術規格に修正が必要になった場合は見直し案の提案を行う。

### (8) 地上デジタル放送への移行に係る国民向け周知広報計画のレビュー

ボツワナ側が策定した周知広報計画のドラフトを確認し、上記(3)のベースライン調査を含む視聴者分析と周知広報に係る組織を検討した上で、周知広報活動案を策定し、ボツワナ側の承認作業を支援する。その後、周知広報活動に必要な組織を設立し、ボツワナ側が行う周知広報活動の実施を支援する。



### (9) 地デジ放送局免許基準に係る内規の策定

新たな地上デジタル放送用の機材とチャンネル及び受信機の整備にあたり、それらに係る地デジ放送局免許基準を策定する必要がある。コンサルタントは、既存の放送局免許基準のうち、加筆修正が必要な事項を確認の上、免許基準(加筆修正案)のドラフト版を策定する。その後、ボツワナ側とドラフト版について協議を行い、ボツワナ側の承認作業及び内規策定を支援する。

## 成果2に係る活動

### (10) データ放送番組を制作する組織の設立

デジタル放送への移行により可能となる新しい番組作りに向けて、組織体制の見直しを行う必要がある。コンサルタントは、現状のDBS およびBTVの組織を分析の上、新たな組織図や各部門の所掌、専門職への登用条件等を策定し、ボツワナ側による承認作業及び新組織の設立を支援する。

### (11) HD 番組制作能力の育成

BTV は放送番組数の約 37 %を国外からの購入番組または外注による制作番組で、放送しているが、今後、国外からの購入番組比率を下げ、ローカルコンテンツの充実を図って行きたいとしている。またデジタル化にあたりチャンネル数を2つ増やす予定であるとともに、番組制作機材(スタジオ機材)が全てHD化される予定であるため、今後は、HD番組制作技術の習得も必要となる。

しかしながら、現在DBS内で日常的な研修は行われておらず、実践を通して技術を習得している状況であり、ベースとなる知識は大学のメディア分野で学んだことに限られている。したがって、BTVの番組制作能力を評価の上、研修計画を策定、研修用教材を作成し、研修1として番組制作の企画検討・リサーチ、制作及び評価を行う。その後研修2として研修1のレビュー、企画検討・リサーチ、制作及び評価を行う。番組制作技術の習得にあたっては、基礎知識の向上に資するものであるよう留意すること。

なお、上記研修とは別に、カメラ、照明、音声及び映像技術担当職員に対して、各分野の専門家がHD番組制作技術を移転することを目的とし、本邦研修(想定人数5名・2週間程度を想定)を行う。本研修において必要と考えられる研修内容、実施時期・人数・内容及び想定される受入先(現時点での内諾取付けは不要)があれば、プロポーザルにて提案することとする。当該業務にかかる経費に関しては、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2014年4月版)」([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra\\_201404\\_guide.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201404_guide.pdf))を参照の上、研修実施に係る部分について積算を行い、別見積とすること。

### (12) データ放送制作研修システムの整備

デジタル放送導入に伴う新しい番組の制作・放送に向けて、新機材の習熟に向けたスタッフ研修が必要である。コンサルタントは、現状の職員採用基準やOJTの方法を分析の上、データ放送制作研修システムを立案し、ボツワナ側の承認作業を支援する。その後、研修教材を作成し、研修を実施、研修の成果を検証し、必要に応じて研修システムや教材の見直しを行う。なお、上記研修開始前に、データ放送コ

コンテンツマネジメントシステム(CMS)<sup>3</sup>の調達を JICA で行う予定である。

### (13) デジタル放送の番組編成計画の作成

デジタル放送導入に伴う新しい番組の制作・放送に向けて、新しい番組の市場調査をベースとしたデジタル放送の番組編成計画の作成が必要である。コンサルタントは、データ放送に関する市場調査を実施し、その内容を分析の上、データ放送を含めたデジタル放送の番組編成計画のドラフト版を策定する。その後、ポツワナ側ドラフト版について協議を行い、ポツワナ側の承認作業を支援する。また、承認された番組編成計画に基づいて番組を制作・放送した上で、その結果を検証し、必要に応じて番組編成計画の見直し案を作成する。

### (14) データ放送番組の企画・制作

アナログ放送からデジタル放送への移行により、放送中の番組紹介等を行う番組連動型データ放送や放送中の番組から独立して天気予報等を提供する番組非連動型データ放送が可能となる。コンサルタントは、番組連動型・非連動型のデータ放送番組の企画を検討し、テンプレートを作成した上でポツワナ側の承認作業を支援する。また、承認された企画に沿ってまずは非連動型番組を制作・放送する。非連動型番組制作・放送の結果を受けて、連動型番組の企画の見直し・承認・テンプレートの作成を行い、番組を制作・放送する。その後、これらの結果をレビュー・評価し、必要な改善提案を行う。

## 7. 成果品等

### (1) 進捗報告にかかる成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、事業完了報告書とし、(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

成果品	時期等	言語・部数
Monitoring Sheet Ver. 1	案件着手時 (1か月以内)	英文 5部
Monitoring Sheet Ver. 2	Ver. 1 提出の 6カ月後	英文 5部
Monitoring Sheet Ver. 3	Ver. 2 提出の 6カ月後	英文 5部
Monitoring Sheet Ver. 4	Ver. 3 提出の 6カ月後	英文 5部
事業完了報告書 (G/R)	案件終了時	英文 5部 和文サマリー5部 CD-R 5枚

事業完了報告書については製本することとし、その他の成果品等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

### (2) 技術協力成果品等

コンサルタントは、以下の資料を作成し、提出すること。なお、提出に当たっては、事業完了報告書に添付する。

<sup>3</sup> 1500万円程度のものを想定。

- ア 地デジ放送局免許基準
- イ HD 番組制作能力育成研修用の教材
- ウ データ放送制作研修用の教材
- エ データ放送に関する市場調査結果(番組編成計画を含む)
- オ 制作・放送されたデータ放送番組(電子データで提出)

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

本業務については、2014年9月の業務開始から2016年8月のプロジェクト終了期間までの24ヶ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施する。2014年9月から業務を開始し、2014年10月上旬を目途にMonitoring Sheet Ver.1を提出する。その後、6か月おきにMonitoring Sheetを作成・提出し、2016年8月上旬までに事業完了報告書を作成し提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

業務量は全体(2年間)で約50M/Mを目途とする。

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ア) 総括／放送政策・戦略(2号)
- イ) 組織／研修計画
- ウ) ASO計画／技術規格(3号)
- エ) 周知広報計画
- オ) HD番組制作
- カ) データ放送番組制作(3号)
- キ) データ放送番組編成

#### 3. 対象国の便宜供与

各作業部会に1人ずつC/Pが置かれる予定である。また、現在のところ以下の施設および資機材がボツワナ政府によって準備される予定である。

- ・ JICA 専門家用プロジェクト事務所 (BOCRA 内及び DBS 内の 2 カ所)
- ・ プロジェクト用車両：2台
- ・ 地上デジタル放送に活用できる既存 BTV 施設・機材：一式
- ・ ISDB-T への移行に向けて技術協力プロジェクト期間中に調達すべき機材：一式

#### 4. 配布資料

- ・ ボツワナ共和国地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）
- ・ R/D
- ・ モニタリングに関する説明資料 (Monitoring sheet および Contents of the Project Completion Report を含む)

## 5. 機材

本プロジェクトでは、コンサルタントが調達する機材は特に想定していない。

## 6. 現地再委託

本プロジェクトでは現地再委託による業務は特に想定していない。

## 7. 見積もりの分離

以下の業務については、現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積りを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること。

ア) 本邦研修(研修実施に係る部分)

## 8. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA 南アフリカ共和国事務所及び JICA ボツワナ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所及び支所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等については同事務所及び支所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

